

- マイナンバー制度の対策って来年1月まででいいんでしょ。まだ早いでしょ。
- マイナンバーっていても、総務担当者だけの話じゃないの？
- ウチの会社は個人情報管理規程があるから大丈夫。

上の□に1つでもあてはまる方は、今すぐ正しい知識を身につけましょう！

平成27年5月吉日



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会所属)

新潟市中央区新光町10-2

技術士センタービル7階

【お問合せ・お申込先】

電話 025-280-1111

ミニ・セミナーのご案内

「すぐ取りかかりましょう！マイナンバー対策」

拝啓 青葉の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

マイナンバー制度施行に先駆け、今年10月より全国民へのマイナンバー通知が行われます。この10月までに企業としてマイナンバー体制の構築が必要となりますが、残り数ヶ月、対策は進んでおりますでしょうか？本セミナーでは、情報管理法制に精通した弁護士と各種法定調書の作成を手がける社会保険労務士が、「具体的に何をすべきか」という点にこだわり、実務に直結した対策を解説いたします。

ご参加いただいた方には、マイナンバーに対応するための情報管理規定改訂案（セミナー内でも解説します。）もお渡しする予定ですので、この機会に是非ご参加ください。

参加ご希望の方は、本用紙に所定事項を記入の上、FAXにて6月14日（日）までにお申込み下さい（先着40名様限定）。なお、参加費は当日、会場にて申し受けます。 敬具

＜講師＞ ① 弁護士 大橋 良二

② 社会保険労務士 内山 雅視

＜日時＞ 平成27年6月15日（月）午後3時～5時（受付開始2時30分）

＜会場＞ 新潟ユニソンプラザ 特別会議室

新潟市中央区上所2-2-2 *駐車場あり

＜対象者＞ 事業主様・総務・管理部門担当役職員の皆様

＜参加費＞ 2,000円（税込）お二人目からは1,000円

FAX(025)280-1552【すぐ取りかかりましょう！マイナンバー対策セミナー申込用紙】

事業所名	参加者氏名			(役職名)
住所	(〒 -)			
質問事項				
電話		FAX		

♪ ミニ・セミナーのご案内について ♪ [今後も案内を送ってよい・今後の案内は不要]